

9月8日法改正等速報説明会 実施後質問

質問内容	回答案
製造業や飲食料品製造業の特定技能2号は、いつから始まるか。	時期は承知しておりませんが、開始が公表されましたらホームページ等でお知らせいたします。
「金属表面処理」区分が出来てアルマイト專業業者が特定技能採用できるようになったようだが、「製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会」への新規入会方法が知りたい。	協議・連絡会への加入はウェブ上（製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会）で申請してください。なお日本標準産業分類に掲げる産業のうち、「2462 溶融めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）」、「2464 電気めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）」、「2469 その他の金属表面処理業（ただし、アルミニウム陽極酸化処理業に限る）」の製造業分野への追加は10月中旬以降施行予定として意見公募手続中です。
業務区分の見直しに伴い、同一業務区分内での転職や同一の受入れ機関内での複数職種の就労が可能となったのか？例えば金属プレス加工の技能実習二号修了者が溶接やダイカストでも就労することができるか	製造業分野の機械金属加工業務区分に金属プレス、溶接、ダイカストは含まれますので可能です。
今回の見直しに伴い建設分野に追加された「溶接職種」についての質問です。 『あくまで特定技能所属機関が建設分野である場合』と説明されておりましたが、建設業に分類される企業において、建築現場で組み立てる前に建築部材を自社工場にて製作（プレハブ工法）する際の溶接加工は該当するのでしょうか？	説明させていただいた内容は「建設分野に追加された鉄工、塗装及び溶接の各職種については、建設業者が実習実施者である場合に限り、外国人が無試験で特定技能の建設分野に移行可能」です（詳しくは国土交通省HP「業務区分の統合に係る関係資料【特定技能制度（建設分野）のQ&A】」をご覧ください）。 ご質問の後半部分について、自社工場での製作作業ののち現場で組み立て作業に従事する場合は該当する可能性があります。一方工場内での作業のみの場合は、その法人が建設業の許可を取得していても該当しないと思われ（特定技能の主旨が建設業従事者の人材不足を解消するためとの理由により）。
建設分野、かつこれまで「型枠」の場合。 1、雇用条件書「従事すべき業務の内容」の「業務区分」にて。これまで「型枠」と記載してきた者は今後、「土木」「建築」と二つ書く事は可能か？あるいはどちらか一方のみに限られるのか？ 1-1、どちらか一方のみに限られる場合。 例、2号を目指して各職種技能士の試験を受ける際、「土木」で特定技能の認定を受けた「元・型枠」出身者が、実は本来は「建築」を学んできたため、「建築」の試験を受けたいと考えた場合、本人の業務区分を「土木」から「建築」に改める道はあるか？ それとも、対象者の業務区分は、あくまで申請時の雇用条件書ならびに申請書～別記第三十号等へ記載した「業務区分」に縛られるのか？	国土交通省の資料（新区分における在留資格申請の考え方）によると、区分をまたがる場合は両区分を取得することも可能（例：「〇〇及び〇〇」）とのことですので、「土木及び建築」と書くことが可能です。
書類簡略化 一定の事業規模・・・ 5 前年分の給与所得・・・法定調書合計表中・・・ 疎明資料として何を提出しますか？	前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表中、給与所得の源泉徴収票合計表の源泉徴収税額が1,000万円以上ある団体・個人の場合、前年分の職員の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表（受付印のあるものの写し）を提出します。
7ページ目の内容に関して質問ですが、試験区分が機械金属加工と電気電子機器組立てで両方に○がある試験があるのは、転職が可能ということか。	旧試験区分が複数の新試験区分にまたがる場合、いずれの新試験区分にも合格したと見なされますので対象の業務区分間での転職が可能です。